

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの「支援検討会議」実施案

◎実施主体:学校(園)

<進級時>

(随時)

- ・校内委員会での検討
- ・個別指導計画の作成、見直し
- ・巡回指導員からの指導・助言
- ・保護者との相談、共通理解
- ・校(園)内における支援体制についての検討
- ・教育指導課との連携

<入園・入学時>

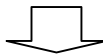
- 「就学支援シート」の作成
* 保護者、関係機関の協力を得る。
- 保護者との相談、共通理解
- 「連絡会議」(教育指導課との共催)の実施
* 保護者、前籍園(校)などの協力を得る。
- 校(園)内における支援体制についての検討



・支援検討会議実施についての保護者の同意

○校内委員会

- ・支援検討会議開催の決定
- ・教育指導課による実態把握
- ・開催日程の調整
(学校(園)→教育指導課、その他関係者)



支 援 検 討 会 議

(1月下旬～3月中旬)

* 資料:「就学支援シート」「個別指導計画」「巡回相談員記録シート」など

* 出席者

①(必ず出席する):校(園)長及び教員(副校(園)長、主幹、特別支援教育コーディネーター、担任など)
(教育委員会事務局)

②(可能であれば出席する): 保護者、巡回相談員、前籍校(園)長、通所している療育機関担当者、
発達支援主査など (教育委員会事務局)

③(必要に応じて出席する): 千代田小学校長または担当者、スクールカウンセラー、教育研究所相談員
なお、②③の出席者が出席不可能である場合は、事前に以下の点について確認をする。

- ・学校(園)は、保護者の意向を確認する。
- ・学校(園)は、巡回相談員、前籍校(園)長、その他関係者からの意見を収集する。

* 内容

- ①当該の幼児、児童、生徒の実態についての共通理解
- ②当該の幼児・児童・生徒に対する通常の学級における支援体制の検討
- (③必要に応じて、「放課後子どもプラン」「放課後子ども教室」での支援方法の検討も行う。)



<心身障害学級(固定)への入級、通級指導学級への通級、人材配置が望ましいとの結論を得た場合>

◎事務手続き

- ・通級指導学級(→学校運営課学務係、教育指導課並びに千代田小学校へ)
- ・学習・生活支援員(→教育指導課へ)
- ・学生ボランティア(→教育指導課へ)
- ・放課後子どもプラン及び放課後子ども教室(→教育指導課へ(→次世代育成支援担当課へ))

* 年度途中に検討の必要が生じた場合には、この方法に基づき随時開催する。